

## **[事案 2019-296] 死亡保険金支払請求**

・令和2年8月13日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

被保険者が自殺により死亡したため死亡保険金が支払われなかったことを不服として、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年1月に被保険者である子が自宅で縊死したが、子の縊死は、統合失調症またはうつ病等の精神障害を起こしていた中での自殺であり、約款における支払免責事由である「被保険者の自殺」には該当しないので、平成28年9月に契約した養老保険にもとづき、死亡保険金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

約款では、被保険者が死亡した場合に係る死亡保険金の免責事由として「責任開始の日からその日を含めて2年以内の自殺」が定められており、被保険者の死亡は、責任開始日から2年以内の自殺に該当するので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者が死亡に至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、被保険者が自由な意思決定能力を喪失し、または著しく減弱した結果自殺行為に及んだと判断することは、困難と考えられる一方、自殺に至る経緯や自殺の状況などの事実について明確な認定をするためには、被保険者の性格、自殺に至るまでの言動や精神状態、自殺行為の態様、動機の有無などを総合的に斟酌する必要がある。そのためには、警察や消防署からの情報提供、被保険者の周囲の人物からの詳細な事情聴取、専門医の鑑定等が必要となるが、裁定審査会にはこれらの手続が備わっていないため、この判断は裁判手続によることが相当と判断し、裁定手続を打ち切ることとした。